平成２４年（フ）第１７８６号
札幌市白石区菊水元町５条３丁目４番４号
破産者　有限会社アドスタッフ
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８号
埼玉県児玉郡美里町大字白石1334番地２
破産者　加川繊維工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５８５号
千葉市稲毛区天台５丁目21番12号
破産者　小出造園土木株式会社
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０２号
千葉県船橋市金堀町357番地42
破産者　山口　　綾（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号
相模原市中央区上溝2385番地６
破産者　有限会社ナカイホーム
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６６３号
愛知県長久手市仲田522番地
破産者　有限会社ケンテック
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５９号
名古屋市西区丸野１丁目53番地
破産者　有限会社ケーテック機工
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４２号
岐阜県中津川市蛭川3525番地の５
破産者　有限会社タグチテック
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９９０２号
大阪市中央区伏見町３丁目１番１―3604号、開始決定時の住所京都市北区上賀茂畔勝町17番地４
破産者　山本　武雄
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９号
大阪府和泉市阪本町489番地の２
破産者　株式会社ファニチャーイハラ
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
神戸市灘区楠丘町６丁目４番４号
破産者　有限会社池末組
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７号
釧路市鶴ケ岱３丁目７番16号
破産者　有限会社西亭
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５０７号
東京都福生市加美平１丁目16番地６
破産者　株式会社メタ
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３４号
東京都八王子市下恩方町566番地106、住民票上の住所東京都八王子市暁町１丁目23番17―206号
破産者　高足　明夫
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０６号
東京都東大和市南街２丁目115番地の４
破産者　有限会社なかみち
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０７号
東京都立川市砂川町７丁目50番地の３シャトー泉101号
破産者　中道　義雄
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０８号
東京都東大和市中央４丁目1025―１中央マンション201、住民票上の住所東京都立川市砂川町７丁目50番地の３シャトー泉101号
破産者　中道　節代
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０４号
横浜市鶴見区矢向１丁目５番10号
破産者　石田電化工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
岐阜県大垣市長松町874番地の１
破産者　有限会社やまや食品
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２９４号
滋賀県甲賀市信楽町神山432番地
破産者　北村　雄次
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５８号
札幌市清田区平岡10条２丁目６番７号
破産者　田口　　聡
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０７号
札幌市東区北36条東16丁目１番21―102号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町６条２丁目１番８―302号
破産者　瀬川　信博
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部